

最高裁人任第1376号

令和2年9月9日

内閣總理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 大谷直人



判事兼簡易裁判所判事に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

さな だ なお み
眞 田 尚 美

(発令希望日 令和2年10月1日)

判事兼簡易裁判所判事任命資格調

(令和2年10月1日)

補職さるべき庁	現職	氏名	生年月日	根拠法規
名古屋高判事兼 名古屋簡裁判事		真田 尚美	昭43.5.3	裁判所法第42条第1項 (同条第2項, 職権特例 法第3条の3による場合 を含む), 裁判所法第4 4条第1項(職権特例法 第3条の3による場合を 含む)

兼官理由

簡易裁判所の令状事件等の処理を機動的に行うために、簡易裁判所判事を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。

1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月			
日			
事			
項			
序			
名			
出生の年月日	昭和四十三年五月三日	旧氏名	氏名

年
月
日月
日

司法試験第二次試験合格

司法試験管理委員会

年
月
日月
日

司法修習生を命ずる

最高裁判所

年
月
日月
日

司法修習生の修習終了

弁護士名簿登録（大阪弁護士会）

2丁

裁判所

年号

月

日

事

項

庁

真田尚美

名

最高裁判所

民事調停官に任命する
大阪簡易裁判所勤務を命ずる

民事調停法第二十三条の二第三項の規定により民事

弁護士名簿登録取消(予定)
調停官任期終了

令和二

九

三〇

リ二三

九

三〇

平成一八

一〇

一